

1                   ホルムアルデヒドの法規制に対する当院  
2   の対応

3

4   ○三橋 涼子(千葉市立青葉病院)

5

6   **【はじめに】**ホルムアルデヒド(以下FA)は以前から  
7   発がん性物質であることが指摘されている。これを  
8   踏まえ、特定化学物質障害予防規則(特化則)に関し  
9   て、FAを特化則第3類から特定第2類へ変更、管理  
10  濃度未設定から0.1ppmに設定し、罰則規定を設ける  
11  等の改正が行われた。この改正は平成20年3月1  
12  日に施行・適用されたが、対策のための設備・体制  
13  整備のために1年間の猶予期間を設けており、平成  
14  21年3月1日より包括的な規制が施行される。この  
15  法改正に対する当院の対応の現状、問題点等を述べ  
16  る。

17  **【現状】**法改正に関して病理医が院長に相談、当院  
18  事務局は工事見積もりを取る等の対応を始めた。し  
19  かし一方で10月初旬に厚労省の担当者に直接問い  
20  合わせをしたところ、医療現場における規制につい  
21  てはまだ詳細が決まっていないとの回答であった。  
22  そのため11月現在、病院としてどの程度の対策をと  
23  るべきか判断に困っている。千葉市としても10月中  
24  旬に職員課よりFAを扱う人数の調査がなされた程  
25  度で、殆ど何も決まっていない状態である。病理検  
26  査室としては、光触媒を用いた環境浄化装置のデモ  
27  を行い検知管によるFAの簡易濃度測定を行ったが、  
28  その装置のみでは基準の0.1ppm以下にするのは困  
29  難であろうという結果を得ている。

30  **【問題点】**早急に対応をしたいところではあるが、  
31  当院は公的な病院であり、厚労省からの正式な通達  
32  がなされないため行政側が対応できておらず、対策  
33  をとりたくても予算が無い。工事のための費用は来  
34  年度分予算で計上するしかなく、また対策の内容が  
35  決まり予算が取れたとしても、予算執行の時期や工  
36  事期間を考慮すると対策が完了するまでにかかりの  
37  時間がかかることが予想される。

38  連絡先：043-27-1131 内線 2234

39